

# 大学の教養教育における知財教育 －茨城大学の事例



茨城大学人文学部准教授 **荒木 雅也**,  
会 員 **飯村 重樹**, 会 員 **横田 裕弘**

## 目次

1. はじめに 本稿の目的
2. 講義の全体像
3. 各講義
  - 3.1 講義第2部第1回 知的財産権法の全体像について（講義担当：飯村）
  - 3.2 講義第2部第2回 特許法について（講義担当：横田）
  - 3.3 講義第2部第3回から第6回 商標法について（講義担当：荒木）
4. 受講者の声
  - 4.1 講義第2部第1回「知的財産権法の全体像について」に対する感想
  - 4.2 講義第2部第2回「特許法について」に対する感想
  - 4.3 講義第2部第3回から第6回「商標法について」に対する感想
5. 考察
  - 5.1 講義第2部第1回「知的財産権法の全体像について」の考察
  - 5.2 講義第2部第2回「特許法について」の考察
  - 5.3 講義第2部第3回から第6回「商標法について」の考察
  - 5.4 考察のまとめ
6. おわりに

## 1. はじめに 本稿の目的

知的財産教育の重要性が力説されて久しいが、本稿の著者の一人である荒木の勤務する国立大学法人茨城大学のように、今日もなお知的財産教育が殆ど行われていない大学もある。そこで、茨城大学において、平成21年度の前期に、教養教育の一環として、荒木、飯村、横田の3名で知的財産権法について講義をする機会を得た。この講義は、「食と法」と題する、食に関連がある各種の法制度について概括的な解説を目的とする講義であったが、全講義の3分の1程度を知的財産

権に関する解説に充てた。そして各講義の終了時には、全受講者にレポートを提出させた。本稿は、これらのレポートを整理することで、知的財産権法について殆ど知識が無い大学生に基礎的な教育を施した場合、どのような感想、印象、疑問を抱くのかを記録することを主な目的とし、加えて、初学者に対してどのような知的財産教育を施すべきかについて、若干の考察を行ってみたい。

## 2. 講義の全体像

全15回の本講義は大きく4部構成となっており、第1部が通商法、第2部が知的財産権法、第3部が食品関連の各種行政法規、第4部が近年の食品不祥事をそれぞれ対象とする。本講義では、現代社会における食に関する法の規律の多様性を理解してもらうため、通商法、知的財産権法、食品関連の各種行政法規について概括的に解説し、その際に、それぞれの法分野と食との関わりについて論じ、最後に、ダスキン事件その他の近年の幾つかの食品不祥事を取り上げ、主に私法（民法、会社法など）の観点からその法的な問題点を解説した。

このうち、第2部の知的財産権法に、全15回の講義のうち計6回を充てた。計6回のうち①第1回目（第2部第1回）を知的財産権法の全体像、②第2回目（同第2回）を特許法、③第3回目から第6回目（同第3回から第6回）を商標法に充てた。①は飯村が、②は横田が、③は荒木がそれぞれ担当している。商標法に重点を置いたのは、近年の食品偽装の問題についての理解を深めさせるために表示やブランドに関する制度の重要性を理解させたかったからである。なお、本講義の責任者は荒木であるが、外部の弁理士に協力を求めた理由は、この分野にあっては、実務家による現実

の対応に関する説明が行われることが望ましいと考えたことによる。

受講者は、茨城大学の人文学部、工学部、理学部の学生である。内訳は、人文学部 21 名（1 年：14 名，2 年：4 名，3 年：1 名，4 年：2 名），理学部 11 名（2 年：11 名），工学部 1 名（3 年），農学部 2 名（1 年：2 名）。計 35 名である。

上述のように、本講義ではこれら受講生から、毎回の授業の終了時にレポートの提出を求めたが、その際には、事前に質問項目を設定しないで、自由に感想を記述するよう求めた。知的財産権法に関する知識を持っていない段階での受講者の率直な声を聞きたいと考えたことによる。

### 3. 各講義

以下では、本講義第 2 部における講義の内容を簡単に紹介する。第 1 回から第 6 回まで、食との関わりを重視するという観点から、基本的には食品に関する事例を題材として、知的財産権法の概要や重要な論点について解説することを試みた。

#### 3.1 講義第 2 部第 1 回 知的財産権法の全体像について（講義担当：飯村）

本講義では、著作権法を含む知的財産権法の各法の法目的や保護対象を概観した上で、特・実・意・商の産業財産権法に焦点を絞って解説した。産業財産権法の解説では、①まず前半で各法の概略を解説した後、②後半で食と産業財産権法の関係について解説した。

①前半の解説では、産業財産権法について、創作段階・権利化段階・権利活用段階に分類し、それぞれの段階において、産業財産権法の各法がどのような役割を担うのかについて解説した。創作段階に関しては、学生がイメージを抱き易いように「技術開発⇒製品化の決定⇒デザイン開発⇒ネーミングの決定」という図式を示しながら説明した。また、権利化段階及び活用段階に関しては、携帯電話と特許の関係や、いわゆる青色発光ダイオード訴訟の例を挙げて説明した。

②後半の解説では、まず、特許法に関する概括的な説明を行った。その際、食が特許として保護される例として、遺伝子組み換え食品、種なしスイカの製造方法や、スイカの角切り工法などをとりあげ、公開公報を用いつつ説明した。加えて、発明について特許出願をせずにノウハウとして保護することも可能であるこ

とをコカコーラ社の例を挙げて説明した。意匠法に関しては、人の顔を模したスイカの形状について意匠公報を用いて説明した。商標法に関しても、商標公報を用いて指定商品「すいか」について登録されている例をいくつか挙げて説明した。なお、そのうちの 1 つとして地域団体商標として登録されている例を挙げて説明した。

以上の説明の内容を踏まえて、講義の締め括りとして、市販の缶コーヒーの写真を用いて、缶コーヒーがどのような産業財産権と関わりを持つかを解説した。

#### 3.2 講義第 2 部第 2 回 特許法について（講義担当：横田）

特許法に関しては、①特許法の概要、特許要件、③特許出願手続き、④事例紹介という順序で解説を行った。

①特許法の概要では、前回と今回の講義の関連付けを行った。②特許要件では、新規性、進歩性等の基本的な要件の解説にとどめた。③特許出願手続きでは、「特許は出願して即、権利が得られるものではない」、「特許を取ることで自分が利益を生むものでもない」といった大まかなイメージを把握させることを狙い、解説を行った。また、特許出願に関連する料金を具体的に挙げながら解説することにより、少しでも学生が制度をイメージできるように留意した。

④の事例紹介においては、参考資料として、アイスクリーム入り苺やパン入缶詰など、学生が理解し易いと思われる身近な発明についての特許公報を利用した。また、食に関する案件ではないが、茨城大学が出願人となっている特許公報の紹介も行った。

#### 3.3 講義第 2 部第 3 回から第 6 回 商標法について（講義担当：荒木）

商標法に関しては全 4 回の講義を充てて、①商標登録を受けるための要件、②類否、③商標権の効力と制限、④商標権に関する手続、⑤地域団体商標といった順序で、一応、商標法の全体像を解説した。

本講義では特に、主に食品を対象としたブランド化支援のための制度として近年導入された⑤の地域団体商標について、その商標法上の位置づけや画期的な意義について理解させることを目的の 1 つとした。そのため、特に商標の識別力という理論的な問題を重視し、普通名称・慣用商標、品質・効能その他の記述的

表示、使用による識別力の獲得に基づく例外といった論点について重点的に解説した。そして、普通名称化の問題に関しては、主に「うどんすき事件」（東京高判平9・11・17）を題材として、登録商標の普通名称化という現象について詳説した。その他、例えば、識別力については「雷おこし事件」（最判〔三小〕昭50・4・8）、類否の問題については橋正宗事件（最判〔三小〕昭36・6・27日）、産地表示については「ジョージア事件」（最判〔一小〕昭61・1・23）を取り上げた。

#### 4. 受講者の声

本講義では各担当者とも、知的財産権法と食との関わりというテーマを念頭に置きつつ、概括的で平易な講義を行っており、制度の詳細や理論的な難題に踏み込んだ説明は行っていないため、受講者の大半は概ね、講義内容を理解できたものと考えられる。但し残念ながら、講義担当者の力量不足により必ずしも正確な理解を促すことができなかったことを窺わせる「受講者の声」もなくはない。一方で、講義担当者の期待を超えるとも思われるような着眼点からの「声」も散見される。

以下、各講義に対する「受講者の声」を、ほぼ原文のまま紹介する。

##### 4.1 講義第2部第1回「知的財産権法の全体像について」に対する感想

1. 知的財産権については、これまでは曖昧な知識しかなかった。しかし農産物1つ、シャープペンシル1つとっても様々な知的財産で保護されていることを知り、とても身近な存在に感じることができた。

2. 今まで、知的財産法を1つの法律だと思っていたが、幾つかの法律を総称して知的財産法ということを知り、特許に関して食品の成分も特許の対象となることを知り、特許を受けることのできる対象が多様な分野に及んでいると感じた。生活の中に潜んでいる知的財産について興味を持つことができた。「明治のおいしい牛乳」という商品があるが、その数年後に「森永のおいしい牛乳」という商品が出たと記憶している。これは、商標法上問題は無いのか。

3. 知的財産権はとても複雑で難解なものと思っていたが、身近なところで沢山用いられていることを実感できた。個々の生活者にはやや縁遠い制度であるとは思いますが、社会に出たとき必要になりそうだと感じたの

で、少しでも理解して基本的な知識を身につけることができればと思った。幾つかの発明には莫大な研究開発投資がなされていることを聞き、知的財産制度の必要性を強く実感することができた。

4. 知的財産権という言葉は、今まで何度も聞いたことがあったが、その中身については今まで詳しく知る機会が無かったので、初めて聞くことばかりでとても興味深かった。意匠法については今まで何も知らなかったのが概要だけでも知ることができて良かった。法によってデザインまで保護できることを知り、法がカバーする範囲の広さに驚いた。特許法については、特許という言葉は何度も聞いたことがあったが、実際の特許権を得るまでの過程や、コカコーラの例など初めて聞くことばかりだった。商標法については、企業や製品の名前など、今まで大して気にしたことが無いことにまで法が適用されていることを知った。

5. 特許法が制定された理由について、発明者に独占権を与えるだけでなく、それを通して産業全体の発展も意図していることを初めて知った。特許法の概要については、具体例（ダイオード、コカコーラなど）を多く挙げてもらったので、具体的にイメージすることができた。お茶や缶コーヒーの例を通して、特許権、意匠権、商標権がどのようなものであるか理解できた。1つの製品に特許法、実用新案法、意匠法、商標法などの多くの法律が関わっていることは実に意外だった。

6. 特許法や商標法という言葉は聞いたことがあったが、どのようなものかは具体的なイメージが無かった。特許には権利の期限があり、コカコーラの戦略にも関わっているという話では、制度の奥の深さを感じた。

7. そんなことで特許がもらえるのかと、驚くほどに小さなものから、大きなものまで審査しなければならないのだから、審査官も大変だと思った。

8. 通常、技術は特許権によって保護するものと考えていたが、コカコーラのように特許出願をせずに技術を保護する方法もあることに驚いた。特許は発明者の利益保護のための制度と思っていたが、消費者保護や産業振興につながることも興味深いと思った。普通の生活の中には考えている以上に色々なものに知的財産権が関わっているという言葉が印象的だった。知的財産法については以前から興味はあったが、今日の授業で更に興味を持てたので、これからもっと詳しく学ん

でみたいと思った。

9. 発光ダイオードの話に関して発明の対価があまりにも高額であることに驚いた。他社がその商品を発表する日と特許出願がなされる日が同じであった場合にはどうなるのかが気になった。また、そのような事態が実際に起こり得るのかも興味深い。商標の登録に関して、現在中国では日本の電機メーカーの名称に類似した製品を生産しているが、それについては法律的問題がないのかと改めて疑問に思った。

#### 4.2 講義第2部第2回「特許法について」に対する感想

10. 「特許＝儲かる」というイメージがあったが、取得と維持の双方に高額な費用を要することを初めて知った。また、特許取得が直ちに利益を生むわけではなく、これをうまく利用することが必要であることを理解することができた。

11. 発明とは、形のないものであり、概念であることも納得して聞くことができた。差止請求、損害賠償請求について、行為を停止するよう請求するか損害に対してお金を請求するか、といった違いも理解できた。実際の特許公報を見ることができたのでより理解を深めることができた。

12. 進歩性は、出願時の技術水準から容易に考え出すことができない程度、とのことだが、更に具体的な基準はないのであろうか。考えようによっては、容易に考え出せるとも考え出せないとも判断できるのではないか。

13. 20年で特許が切れてしまうことに驚いた。今まで特許というのは、発明や技術を永遠に守るものだと思っていたが、公開されてしまう危険性や、特許が切れることもあると聞いて、コカコーラのように製造過程に関しての秘密を守る方法はなかなか効率が良いのかもしれないと思った。

14. アイスクリーム入り苺やパン入缶詰のような食べものでも特許が取れることを知り、改めて特許の身近さを知った。食と特許は、密接に関係しているもので、世の中には特許を取得している食品が多くあるのだろうと感じた。

15. 昭和50年以前は食品について特許を取れなかったとのことであるが、妥当であると思う。というのも食に関しての特許にどれほどの意味があるのか疑問が残るからである。何らかの効能が期待されるような商

品ではなく、菓子のようなものであった場合、特許がある菓子の全部の要件を満たさなくても類似品が作れる上に、その類似品が特許で保護されている菓子より人気を博してしまうというような事態が起こりうるとも思えた。

16. 特許は発明者の利益を保護することはもちろんのこと、国全体の技術発展をも目指した公的な制度なのだと感じた。

17. 日本で特許をとっても海外では意味がないということは、本当に権利が欲しければ、世界中で特許をとるしかないのではとても大変だと思った。

18. 特許の出願から1年半で誰もが情報を閲覧できるという制度には、発明公開の代償として、出願人には特許権が付与されるという意味で、一定の意義が認められるのかもしれないが、今日の情報化社会では海外でその技術を使用されてしまうことになり大変な問題だと感じた。どうにかして国益を守れないものか。グローバル化にも良し悪しがあると思った。

#### 4.3 講義第2部第3回から第6回「商標法について」に対する感想

19. 特許と商標とは出願公開、審査、登録までの手続に関しては類似する点が多い。しかし、特許では、「完全に同じものの使用が禁じられる」のに対して、商標は「類似するもの」の使用も不可である点において商標の制度趣旨が認められると感じられた。

20. 特許は期限があるが、商標は半永久的に自分が望めば権利を継続できるということは、両者は同じく知的財産権でありながら全く別物であることを理解することができた。

21. 商標を無断で用いた他者に対して、使用差止や損害賠償請求は権利者が自ら行わなければならないが、基本的に私権であるとのことであるが、商標を不正に使用されていることを自ら気がつかない場合に対して十分な制度設計がされていないことに疑問を感じた。

22. 商標の類否に関し、ケースバイケースであるとのことだったが、過去の裁判例などは個人のとらえ方次第の判断になっており、もし判断を下す人が違っていたら結果に差が出たのだろうかと思った。つまるところは最終的には、特許庁の審査官や裁判官の練度や傾向の問題となるのではないか。

23. ポパイアンダーシャツ事件では原告敗訴となっているが、それならばデザインと言い張れば、いくら

でも商標を盗むことができるのではないか。派手に商標を使った者が勝ちということになってしまわないだろうか。商標は登録も容易ではない上に、登録された商標を守ることも必ずしも容易ではないと感じた。

24. うどんすき事件に見られる普通名称化という現象に強い関心を持った。登録している本人が関知しないうちに、いつの間にか効力がなくなってしまうという事態には違和感を覚えるが、権利者の努力次第ということなので、仕方がないとも思った。インターネットが普及した現在、全国的な知名度が得られ易くなっており、普通名称化が起り易い状況になっているのではないか。

25. 登録商標のうどんすきの話はとても興味深かった。商標登録していたにもかかわらず、最高裁の判決で普通名称と判断されてしまうことも驚きだったが、そうなった後も、特許庁の立場では、商標登録として有効であるとの説明があったが、最高裁において普通名称と判断されたにもかかわらず、特許庁においては有効である点に矛盾があるように感じられ釈然としなかった。

26. 商標登録において商品役務の知名度が重要なことが理解できたが、知名度が行き過ぎると今度は普通名称化の危険にさらされることになる。商標はかなり不安定な権利ではないか。

27. 商標登録の無効審判請求は、一定の無効理由については登録5年間に限り可能となっており、それは権利の安定化を制度趣旨とするとのことであるが、権利は半永久的であることと整合性は取れるのだろうか。

28. 商標権侵害に対して理論的には設備除去まで可能であると知り、商標権は思ったよりも強力な権利なのだったと思った。しかし、除去といってもどの程度の除去が可能なのか。例えば、コピーを行った機械そのものを除去できるのか、それとも型のみがその対象となるのか、またはその双方なのか。

29. 45類にも分かれている区分の多さに驚いたが、もしそのいずれの区分にも含まれない商品が現れた場合、新しい区分を作るのか。そうであるとして、新しい項目を増やす基準はあるのか。

30. 中国などで、日本の地名が登録出願される例があるとのことであるが、政府はどのように対応しているのか。日本政府は弱腰ではないか。

## 5. 考察

### 5.1 講義第2部第1回「知的財産権法の全体像について」の考察

受講者の声1, 3, 4などのように、知的財産権法や制度についての概括的な感想が多く見られた。これは、上述のように、本講義が知的財産権法についての最初の講義であったことから、講義内容も概括的であったことを反映している。また、初学者にとっても身近と思われる具体例を多用しながら講義を進めたためか、受講者の声5などに見られるように、各法の関係や、知的財産権制度全体のイメージをある程度正確に把握できていると考えられる受講者も存在している。

### 5.2 講義第2部第2回「特許法について」の考察

受講者の声14, 16などのように概括的なレポートが見られる一方で、講義内容を特許法に限定したためか、初回の講義に比べて、受講者の声12, 15, 18などのように具体的な問題意識の発露と見受けられるレポートも多く見られた。特に、受講者の声18のように、開示代償として権利を付与する特許制度の趣旨と技術流出の関係という今日的な問題を捉え得ている受講者がいることは、講義担当者にとって印象的であった。

### 5.3 講義第2部第3回から第6回「商標法について」の考察

商標法に関しては理論的な問題について解説を行っていることもあり、理解の度合いについて受講者ごとに一定の差異が生じているようである。例えば、受講者の声24のように、実社会の状況との関わりで商標の普通名称化の可能性が高まり得ることを指摘するものもあり、商標権が本質的には私権であることを理解できていることを窺わせる受講者もいると考えられる。一方、受講者の声21に見られるように、私権であることの意義について正確な理解を伴っているとは言えない受講者も存在している。このように、法に内在する根本的な原理についての理解には受講者によってばらつきが生じがちであることに鑑みれば、知的財産権法について解説する際には、それと並行して一般法(特に私法)の根本的な原理についての理解を促すことが有益であると思われる。

なお、受講者の声25に見られるように、制度の根本

的な体系について正しい理解を与えられなかったことは講義担当者にとって一つの反省点でもある。一方で、講義第2部の第1回目の講義から商標法の講義までの間で、受講者の間に知的財産権法の断片的なイメージや知識が蓄積されたためか、受講者の声19に見られるように、知的財産権法各法を横断的に俯瞰できているものもあり、知的財産権法全般についての理解が深まっている受講者が存在することも窺える。

#### 5.4 考察のまとめ

研究者や実務家の視点からすれば、昨今の知的財産権法に対する社会的な関心の高さに鑑みれば、初学者であっても、身の回りに存在する事物と知的財産権法との関連性のある程度は認識しているものと考えがちであると思われるが、実際のところ、初学者レベルでは、未だ知的財産権法はかなり漠然とした存在であることが実感された。そうであるとすれば、知的財産権法について高い関心が寄せられている中で、そうした高い関心をうまく利用できるような題材を講義内容に盛り込むことがよいと考えられる。

また、受講者の声を俯瞰すると、知的財産権法の公的な側面、とりわけ国家的利益に関する側面にかなり強い関心を寄せていることを看取できる（受講者の声9, 16, 17, 18, 30）。一方において、知を私権として設定し、知に関して何人かが排他的な権利を掌握することに対する戸惑いを感じていると見受けられなくもない声も散見されるだけに（受講者の声12, 15, 22, 25）、初学者に知的財産権法の重要性を理解させる上では、知的財産権法の国家的利益に関する側面を強調

することも一策であるかもしれない。

なお、「受講者の声」としては紹介しなかったが、提出されたレポートによれば、人文学部所属学生を中心として著作権法に強い関心を持ちその解説を望む受講者が多く、そのことを思えば著作権法を解説の対象とすることを考慮すべきであったとも考えられるが、上述のように本講義は「食と法」についての講義であり、食と著作権法との関係についての説明は難しいと考えられたことから、今回の講義では見送ることとした。

#### 6. おわりに

上述のように、本稿は、学生をはじめとする初学者に対してどのような知的財産教育を施していくのがよいのかという点について若干の考察を行うことを一つの目的としたものである。この点について考える場合には、本来ならば、知的財産教育の目的や、求められる人材像といった点についての検討が欠かせないところではある。しかし、本講義では、各担当者とも、知的財産権法と食との関わりというテーマを念頭に置きつつ概括的な講義を行ったところであり、その他格別に、共通の問題意識や目標は設定していないことから、別の機会に譲ることとした。

なお、茨城大学としては、知的財産権法を含む法学担当教員の増員は当面は困難であり、それ故、知財教育の充実を図るためには、日本弁理士会や他の教育機関などからの協力を得て安定的な教育体制を整備することが必須である。関係者各位の一層の厚意を切に希望する次第である。

(原稿受領 2011. 6. 10)